

処分可能負債証券の評価損に係る 繰延税金資産の回収可能性

IASB 客員研究員 (ASBJ 専門研究員) たけむら みつひろ
竹村 光広

1. はじめに

IFRS 解釈指針委員会は 2010 年 11 月の委員会において、処分可能負債証券の評価損に係る繰延税金資産の計上の可否に関連して、IAS 第 12 号「法人所得税」を年次改訂手続きを通じて改訂するよう国際会計基準審議会 (IASB) に提言する決定をした。本稿では、同委員会が IASB に年次改善の 1 つとして提言する IAS 第 12 号の改訂内容を解説する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添える。

2. 問題の所在

例えば、次のような状況があるとする。

- ある企業が処分可能負債証券を CU200 で取得したとする。当該負債証券の税務基準額は取得価額と同額の CU200 である。その企業は当該負債証券を財務会計上期末の公正価値 CU150 で再測定した。その結果、未実現損失 CU50 に係る将来減算一時差異が同額発生した。
- その企業には、当該負債証券から得られる契約上の将来キャッシュフローを受け取るため

に、未実現損失 CU50 が解消するまで当該負債証券を保有し続ける意思と能力がある。

- その企業には、当該負債証券に係る将来減算一時差異 CU50 を利用するに十分な将来加算一時差異及び将来課税所得が見込まれていない。

このような状況において、その企業がこの将来減算一時差異に係る繰延税金資産を認識してよいのか否かという問題が生じる。すなわち、企業が将来に十分な課税所得を見込んでいない状況において、この未実現損失に係る将来減算一時差異が時の経過とともに解消するという見込みのみをもって繰延税金資産を計上してよいのか否かという問題である。この問題に関連して IFRS 解釈指針委員会は次の 2 つの質問を受け取った。

- 企業は、処分可能負債証券の未実現損失 CU50 に係る繰延税金資産の回収可能性を、他の将来減算一時差異及び繰越欠損金とは区別して個別に評価すべきか？
- 企業は、その未実現損失 CU50 が解消するまで処分可能負債証券を保有し続ける能力及び意図を、IAS 第 12 号に定めるタックス・プランニングの機会として捉えるべきか？
すなわち、この処分可能負債証券を満期まで持つというタックス・プランニングを採用すれば未実現損失 CU50 が時の経過とともに解消す

るので、たとえ将来の課税所得が見込まれない状況であっても、その未実現損失 CU50 に係る繰延税金資産の回収可能性を他の将来減算一時差異及び繰越欠損金とは区別して評価することで繰延税金資産を認識できるのではないかという質問である。

IASB スタッフによるアウトリーチ活動の結果、この質問は、税務上のキャピタルゲイン及びキャピタルロスが他の課税所得と区別されており、キャピタルロスが他の課税所得と相殺できない税務管轄地を前提とした質問であることがわかった。また、2 番目の質問は、IAS 第 12 号に定義するタックス・プランニングの機会に限定するのではなく、もっと広く捉えて、処分可能負債証券を未実現損失が解消するまで保有するという企業の行為が、繰延税金資産の回収可能性を評価する上で将来課税所得を生み出す源泉と考えるべきかという質問であることがわかった。これらの質問は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」に定める処分可能負債証券に関連して受け取ったものであるが、IFRS 第 9 号「金融商品」の適用に関しても同様の質問が生じる可能性があることもわかった。

3. FASB での議論

この問題は過去に米国において検討された問題である。2008 年に米国企業が提議したこの問題に対して、まずは米国証券取引委員会 (SEC) が検討し、次のいずれの会計処理によっても問題としないことを決定した。

- 処分可能負債証券の未実現損失に係る繰延税金資産を他の繰延税金資産とは分けて個別に評価することにより、当該繰延税金資産を認識する会計処理
- 処分可能負債証券の未実現損失に係る繰延税金資産を他の繰延税金資産と合わせて評価す

ることにより、当該繰延税金資産を認識しない会計処理

この SEC の決定を受けて、米国財務会計基準審議会 (FASB) の緊急問題専門委員会 (EITF) 及び、その後 FASB の審議会においてこの問題が議論されることとなった。FASB はこの論点を金融商品に係る会計基準の公開草案で取り上げる決定をし、2010 年 3 月に公表した金融商品に係る会計基準の公開草案において次のような規定を提案した。

第 35 項 企業は、公正価値の変化がその他の包括利益において認識される金融商品に関連した繰延税金資産に係る評価性引当金を、その他の繰延税金資産と合わせて評価しなければならない。

2010 年 3 月に FASB が公表した金融商品に係る会計基準の公開草案では、上述した最初の質問、すなわち処分可能負債証券の未実現損失に係る繰延税金資産を個別評価すべきか、それとも他の繰延税金資産と合算評価すべきかに関して言及されている。しかしながら、2 番目の質問、すなわち処分可能負債証券を満期まで保有する行為が将来課税所得を生み出す源泉であるか否かという質問に関しては言及されていない。

4. 論点の検討

質問 1：処分可能負債証券の未実現損失に係る繰延税金資産の回収可能性を個別に評価すべきか？

ある者は、次のような理由から、処分可能負債証券の未実現利益に係る繰延税金資産を個別評価すべきであると主張している。

- 未実現利益に係る繰延税金資産は、将来、課税所得に影響することなく時の経過とともに解消するので、その実現にはその他の課税所

得を必要としない。

- 米国基準では、将来減算一時差異の実現可能性の評価を所得の種類（通常の所得またはキャピタルゲイン）に分けて行う規定がある。処分可能負債証券の未実現損失に関しても同様の考え方が当てはまる。

この意見を支持する者は、たとえ企業がその他の課税所得を将来見込んでいない場合であっても、未実現損失に係る将来減算一時差異CU50に係る繰延税金資産を認識すべきであると主張している。

一方で、別の者は、次のような理由から、処分可能負債証券の未実現利益に係る繰延税金資産を他の繰延税金資産と合わせて評価すべきであると主張している。

- 将来減算一時差異に利用できる将来の課税所得は税法に定めるルールに従って決定される。税法は、通常、個々の一時差異ごとではなく企業全体としての課税所得を計算するので、繰延税金資産の回収可能性も個々の一時差異ごとではなく企業全体として評価すべきである。

ただし、この意見を主張する者も、税法が税務上の欠損金の利用を同じ種類の所得に限定しているような場合には、繰延税金資産の評価に際しても、将来減算一時差異及び繰越欠損金を同じ種類に区分したうえで、その同じ種類に属する将来減算一時差異及び繰越欠損金を合算して企業全体として評価すべきであるとする。

質問2：処分可能負債証券を未実現損失が解消するまで保有するという行為は将来課税所得を生み出す源泉か？

IAS第12号に定めるタックス・プランニングの機会とはIAS第12号のみにおいて使われている用語である。この用語は、一般的な意味での租税債務を低減させる税務戦略を意味するものではない。IAS第12号はタックス・プラン

ニングの機会を次のように定めている。

タックス・プランニングの機会とは、企業が、税務上の欠損金又は税額控除の繰越期限到来前に、特定の期に課税所得を創出又は増加させる行動である。

この質問に対してある者は、企業が処分可能負債証券を未実現損失が解消するまで保有する行為がIAS第12号第30項に定めるタックス・プランニングの機会に類似しているため、そのような行為は課税所得を生み出していると考えられるべきであると主張する。この意見を主張する者は、処分可能負債証券を保有し続けることによって税務上の欠損金が生じることを回避することは、税務上の欠損金を利用するための課税所得を創出することと同様の効果があるため、それと同様の税効果を認識すべきであると主張する。

一方で、別の者はIAS第12号第30項の規定を厳密に解釈し、そのような行為は税務上の欠損金が生じることを回避するが課税所得を創出するわけではないため、IAS第12号第30項に定めるタックス・プランニングの機会ではないと主張する。この意見を主張する者は、IAS第12号はタックス・プランニングの機会を利用して繰延税金資産を認識することを認めているが、それに類似する行為に基づいて繰延税金資産を計上することまでは認めていないと主張する。

また、別の者は、次の例を用いて、実務においては繰延税金資産の評価は課税所得ではなく会計上の利益を用いて評価しているため、そのような行為が将来において会計上の利益を生み出せば繰延税金資産を計上してよいと主張する。

例えば、ある企業が1年目に現金CU200を受け取り、財務報告上は前受収益として認識したとする。この前受収益に関連する所得は、税務上は現金が収受された1年目に認識されるが、財務報告上はそれに関連する役務が提供される

2年目に認識されるとする。その結果、この企業は1年目の末日に当該前受収益に関連する将来減算一時差異を認識することとなる。この企業にはこの前受収益以外に所得の源泉がないと仮定すると、1年目と2年目の当該企業の税務上及び財務報告上の所得は次のとおりとなる。

	1年目	2年目
財務報告上の利益	0	200
将来減算一時差異 － 前受収益	200	(200)
課税所得	200	0

この見解の持ち主は、上記の例を用いて、実務では企業は2年目の課税所得（ゼロ）ではなく、2年目の財務報告上の利益200に基づいて1年目の末日の将来減算一時差異に係る繰延税金資産を認識していると主張する。

IASBスタッフがこの見解をさらに検討したところ、実務において繰延税金資産の回収可能性が将来の課税所得ではなく財務会計上の利益に基づいて評価されているのは、繰延税金資産の実現可能性を検討する際に用いる課税所得が、その検討対象となる将来減算一時差異を減算する前の金額であるからであることがわかった。すなわち、上述の例を用いると、1年目の末日の繰延税金資産を評価する際に用いる将来の課税所得は、2年目の課税所得（ゼロ）ではなく、それから評価対象となっている将来減算一時差異に係る減算額（200）を除いた金額（すなわち200）である。なぜなら、評価対象である将来減算一時差異に係る減算額を除外しないと、将来減算一時差異が二度減算される結果となるからである。

この考え方を処分可能負債証券の未実現損失に係る将来減算一時差異のケースに当てはめてみると、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性を検討する際に用いる課税所得とは、将来の課税所得（ゼロ）に将来減算一時差異の減算効果（50）を足し戻した金額（す

なわち50）ということとなる。

5. IFRS 解釈指針委員会の決定

質問1：処分可能負債証券の未実現損失に係る繰延税金資産の回収可能性を個別に評価すべきか？

まず、第1の質問に対してIFRS解釈指針委員会は、処分可能負債証券の未実現利益に係る繰延税金資産を他の繰延税金資産と合わせて評価すべきであるという考え方を支持した。なぜなら、IAS第12号第24項は、将来減算一時差異の解消の結果として生じる税務上の控除額が将来の課税所得と相殺できるか否かを税法の定めに従って評価すると定めており、税法は個々の一時差異ごとではなく企業全体として課税所得を計算することを求めているからである。また、IFRS解釈指針委員会は、税法が税務上の欠損金の利用を同じ種類の所得（キャピタルゲインと通常の課税所得）に限定している場合には、同じ種類の所得ごとに将来減算一時差異及び繰越欠損金を合算して繰延税金資産を評価すべきであると結論した。

IFRS解釈指針委員会は、米国基準において次のような規定があることに着目した。

既存の将来減算一時差異又は税務上の欠損金に係る税務ベネフィットが将来実現するかどうかは、究極的には、税法の定めに従って繰越し又は繰戻しできる期間内において適切な種類（通常所得又はキャピタルゲイン）の十分な課税所得が存在するか次第である。

IFRS解釈指針委員会は、年次改訂手続を通じて、これと同様の規定をIAS第12号に導入するようIASBに提言する決定をした。

質問2：処分可能負債証券を未実現損失が解消するまで保有するという行為は将来課税所得を

生み出す源泉か？

IFRS 解釈指針委員会は、IAS 第 12 号第 30 項は、企業がタックス・プランニングの機会を課税所得を創出又は増加させる行為に限定しているため、そのような行為はタックス・プランニングの機会ではないと考えた。また、IFRS 解釈指針委員会は、IAS 第 12 号はタックス・プランニングの機会ではないがそれに類似する行為に基づいて繰延税金資産を認識することまでは認めていない、と考えた。さらに、IFRS 解釈指針委員会は、将来減算一時差異の解消から生じる控除を二重に減算しないようにするため、繰延税金資産の実現可能性を検討する際に用いる課税所得は、その検討対象となる将来減算一時差異を減算する前の金額であると考えた。その結果、IFRS 解釈指針委員会は、未実現損失が解消するまで債券を保有し続けるという行為はタックス・プランニングの機会ではないが、繰延税金資産の実現可能性を検討する際に用いる課税所得は、その検討対象となる将来減算一時差異を減算する前の金額であるから、将来の課税所得を生み出す行為であると結論した。

IFRS 解釈指針委員会は、米国基準において次のような規定があることに着目した。

… 将来減算一時差異及び税務上の欠損金に係る税務ベネフィットを実現させるために、次の 4 つの課税所得の源泉が、税法上、存在する。

- a. 既存の将来加算一時差異の将来の解消
- b. 一時差異及び繰越欠損金の解消を除く、
将来の課税所得
- c. 税務上、欠損金の繰戻還付が認められている場合には、過去の繰戻期間における課税所得
- d. 必要な場合に導入可能なタックス・プランニング戦略

IFRS 解釈指針委員会は、年次改訂手続を通じて、次の 2 点を IAS 第 12 号に加えることを

IASB に提言する決定をした。

- 将来の課税所得を生み出す又は増加させることなく既存の将来減算一時差異を解消させる行為はタックス・プランニングの機会ではない。
- 繰延税金資産の回収可能性を評価するために用いられる課税所得は、将来減算一時差異の解消を考慮する前の金額である。

6. IASB デュー・プロセス・ハンドブックに定める年次改訂基準

IFRS 解釈指針委員会は、上述した IAS 第 12 号の改訂を IASB に提言するに際して、IASB デュー・プロセス・ハンドブックに定める年次改訂の要件を満たしているかどうかを検討した。IASB デュー・プロセス・ハンドブックは、次の基準を満たす場合には IFRS の改訂を年次改訂手続を通じて行うことができると定めている。

(a) 提案された改訂は次のいずれかの要件を満たすか

(i) 明確化 — 提案された改訂は、既存の IFRS の不明確な用語を明確にする、又は、ガイダンスの不在が問題となっている場合にはガイダンスを提供するものであるか。明確化するための改訂は、既存の IFRS に定める原則と首尾一貫したものでなければならない。新しい原則や既存の原則の変更を提案するものであってはならない。

(ii) 正確化 — 提案された改訂は、既存の IFRS の規定間における矛盾を解消し既存の規定が適用されるべき簡潔明瞭な合理性を提供する、又は、既存の IFRS の規定のミス又は比較的マイナーな意図せざる結果に言及するものであるか。正確化するための提案は、新しい原則や既存の原則の変更を提案するものであってはならない。

(b) 提案された改訂は、その影響が考慮できる

よう、適切に定義され、その範囲が十分に狭くなければならない。

(c) IASB が適時に結論に達することができる論点でなければならない。IASB が適時に結論に達することができないということは、その問題の原因が年次改訂を通じて解決できるものではなく、もっと根本的な問題であることを示唆している。

(d) 提案された改訂が、現在又は計画された IASB のプロジェクトにおいて取り扱う議題である場合には、そのプロジェクトが完了するよりも早く改訂を行う必要がなければならない。

IFRS 解釈指針委員会は、次の理由から、提案する IAS 第 12 号の改訂は年次改訂の要件を満たすと結論した。

(a) 提案された改訂は IAS 第 12 号の不明確な用語を明らかにするものであり、IAS 第 12 号に定める原則を変更するものでもなければ、新しい原則を作り出すものでもない。

(b) 提案された改訂から意図せざる結果が生じるとは考えられない。

(c) IASB は適時に本件に対する結論に達することができると考えられる。

(d) IASB の法人所得税プロジェクトは、その範囲に評価性引当金のガイダンスが含まれており、そこにはタックス・プランニングの機会に係るガイダンスが含まれている。しかしながら、本件は、法人所得税プロジェクトが終わるよりも早く年次改訂によって明らかにされる必要がある。

IFRS 解釈指針委員会は、実務において全く相反する 2 つの会計処理が適用されている事実から IAS 第 12 号の関連する規定が明確性を欠いており、これを年次改訂手続を通じて明らかにすることが必要であると結論した。IASB がこの結論に同意した場合には、この改訂は IFRS 年次改訂手続に盛り込まれ、2012 年 1 月 1 日から適用される予定である。